

税理士の皆様へのお願い

関東信越国税局

1 相続税及び贈与税に係る震災特例法の概要について

平成23年4月27日の震災特例法の施行により、①財務大臣が指定した「青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の7県下全域及び埼玉県加須市（うち旧大利根町及び旧北川辺町）、久喜市、新潟県十日町市、津南町、長野県栄村」内にある土地等（特定土地等）と一定の株式等（特定株式等）については、その取得の時の時価によらず、「震災後を基準とした価額」により評価できるとともに、②平成22年分の贈与税又は相続開始年月日が平成22年5月11日から平成23年3月10日までの相続税の申告書の提出期限は平成24年1月11日まで延長されることになりました。

なお、「震災後を基準とした価額」を計算するための「調整率」は、11月1日に国税庁ホームページにおいて公開されました。

2 相続税又は贈与税の更正の請求書等の早期提出について

(1) 更正の請求書の提出について

既に申告書を提出されている場合は、申告された特定土地及び特定株式について「調整率」を基に評価額の見直しをしていただき、可能な限り平成23年中に更正の請求書の提出いただきますようご協力をお願いします。

なお、更正の請求の期限は、震災特例法の施行日である本年4月27日前に提出された申告書は、施行日から1年後の平成24年4月26日（木）となり、施行日後に提出された申告書は、平成24年1月11日から1年後の平成25年1月11日（金）となります。

(2) 申告書の提出について

申告書を提出される場合には、申告期限（平成24年1月11日（水））までに早めの提出をお願いします。

3 更正の請求が見込まれる方への周知文の送付について

震災特例法の適用がある相続税又は贈与税の申告書を提出されている納税者の方のうち、特定土地等を申告しており、当該特定土地等について23年分の路線価に「調整率」を乗じ再評価した結果、更正の請求が可能であると見込まれる方につきましては、11月中旬を目途としてその旨の周知文を送付することといたしました。

納税者の方から税理士の皆様へ更正の請求書の提出の依頼がされた場合には、早期提出にご協力をよろしくをお願いします。

4 東日本大震災に係る「調整率表」の閲覧方法について

東日本大震災に係る「調整率表」については、国税庁ホームページ（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表）に掲載してあります。関東信越国税局ホームページ